

郡山市 介護予防・日常生活支援総合事業

～基準緩和サービスについて～

令和6年4月
郡山市地域包括ケア推進課

目 次

1	総合事業の概要	3
(1)	総合事業への移行経過	3
(2)	総合事業の構成と目的	4
(3)	本市における訪問型サービス・通所型サービスの現状と拡充内容	5
2	訪問型基準緩和サービスについて	6
(1)	趣旨	6
(2)	対象者	6
(3)	内容	6
(4)	指定基準等	7
3	通所型基準緩和サービスについて	8
(1)	趣旨	8
(2)	対象者	8
(3)	内容	8
(4)	指定基準等	9
4	事業所の指定手続き等について	10
(1)	事業所指定日	10
(2)	指定申請に必要な書類	10
(3)	法人の定款について	11
(4)	重要事項説明書・契約書について	11
(5)	提出先	11
5	訪問（通所）型基準緩和サービスの運営基準について	11
6	基準緩和サービスの請求について	12
(1)	サービスコード	12
(2)	地域単価	12
(3)	利用限度額	12
(4)	利用者負担	12
(5)	請求関係様式	12

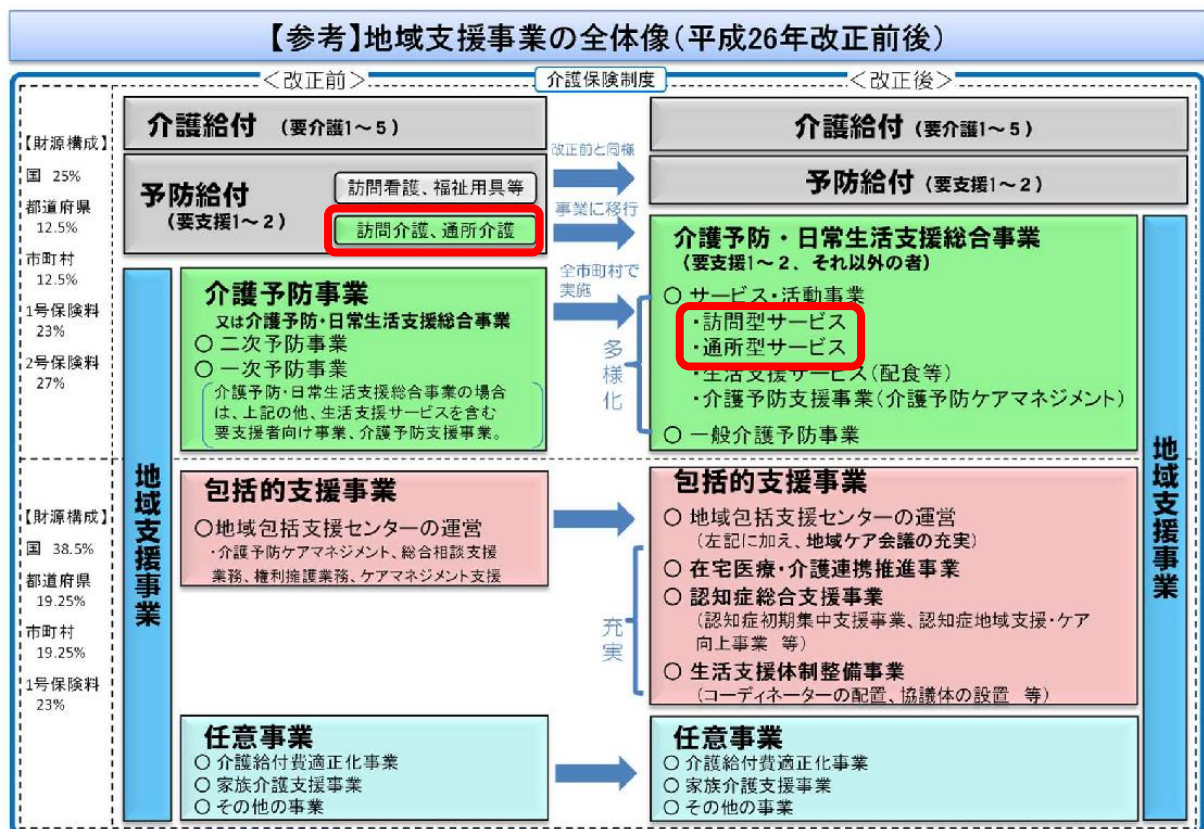
7	訪問型基準緩和サービスにおける市が定める内容を満たした研修について・・・	13
(1)	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2)	研修内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(3)	具体的な研修事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(4)	講師の要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(5)	研修修了証の交付について・・・・・・・・・・・・・・・	15
(6)	その他の研修事項について・・・・・・・・・・・・・・・	15
8	本市における訪問（通所）基準緩和サービス利用の考え方・・・・・・・・	17

1 総合事業の概要

(1) 総合事業への移行経過

国は、地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村が取り組む地域支援事業の多様化、充実化を図るため、平成26年度に介護保険法を改正し「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を導入しました。（下図参照）

本市では、平成28年4月から総合事業を開始し、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）及び介護予防通所介護（デイサービス）を利用している要支援者が引き続き同様のサービスを利用できるよう、それぞれに相当するサービス（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス）を介護予防・生活支援サービス事業の中の訪問型サービス・通所型サービスとして実施することとしました。

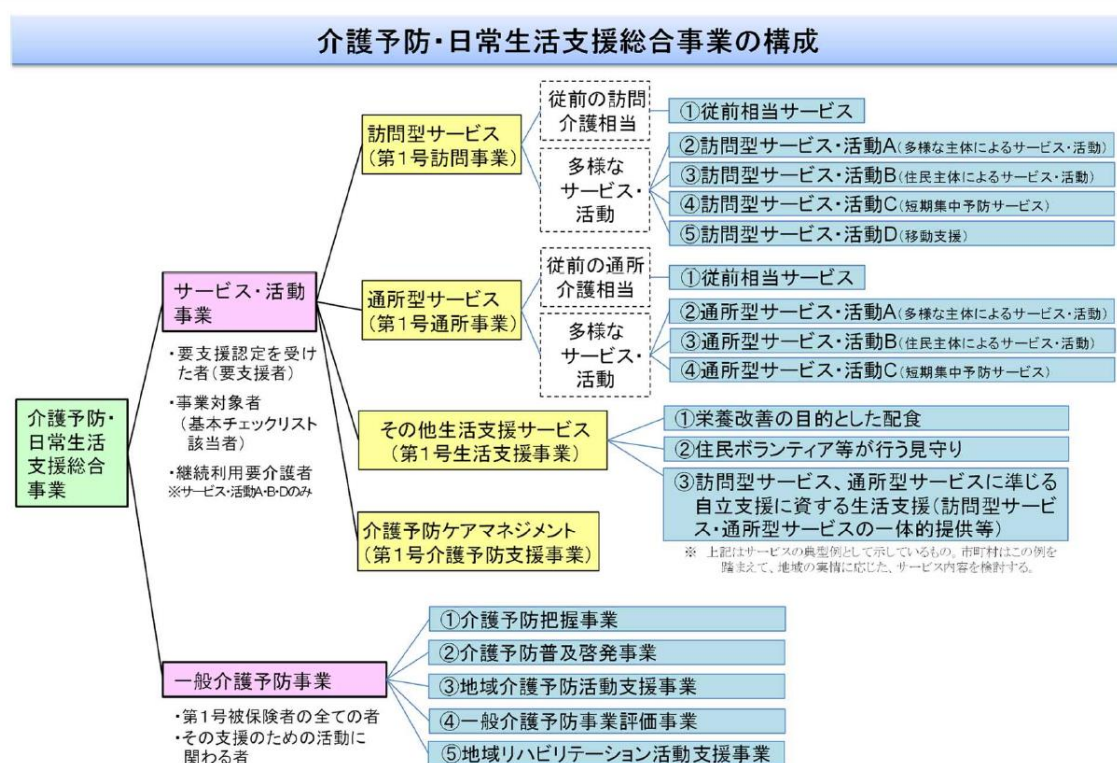


（厚生労働省「介護予防日常生活支援総合事業ガイドライン」から一部抜粋）

(2) 総合事業の構成と目的

総合事業は、下図のとおり「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」及び「通所型サービス」となり、全国一律の予防給付から市町村事業に移管され、市町村独自の多様なサービスを提供することができるようになりました。



(厚生労働省「介護予防日常生活支援総合事業ガイドライン」から一部抜粋)

(3) 本市における訪問型サービス・通所型サービスの現状と拡充内容

本市では、平成28年4月から介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスを、それぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施しています。(下図の)

一方で、国の総合事業のガイドラインでは、各市町村は、下図の類型を参考にしつつ、そのサービス提供のあり方について検討することとされております。

本市では、増加傾向にある要支援者・事業対象者のうち、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方へ「生活援助」や「社会参加」を中心にしたサービスを提供できるよう、令和3年4月から訪問型サービス・通所型サービスそれぞれに「緩和した基準によるサービス(下図の)」を拡充することとしました。

訪問型サービス・通所型サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
実施手法	指定事業者が行うもの(第1号事業)	指定(事業給費の支給)	委託(委託費の支払い)	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※2(単位数)			サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者	これらによらないもの (委託と補助の組み合わせなど)
サービス内容(訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守り・援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援(原則としてB・Dでの実施を想定)				
サービス内容(通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行動学習習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	
その他の生活支援サービス		その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等)からなる。				

市が直接実施しています。

(厚生労働省「介護予防日常生活支援総合事業ガイドライン」から一部抜粋)

2 訪問型基準緩和サービスについて

(1) 趣旨

必ずしも身体介護を必要とせず、日常の掃除・洗濯など家事支援のみを必要とする利用者について、事業所が行う一定の研修を受けた従事者もサービス提供できるよう、人員等に関する基準を緩和したサービスを実施する。

(2) 対象者

要支援1・2、事業対象者 ※介護予防訪問介護相当サービスと同様

(3) 内容 ※介護予防訪問介護相当サービスとの比較

種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型基準緩和サービス
内容	○身体介護（入浴、排せつ、食事の介助） ○生活援助（調理、洗濯、掃除など）	○生活援助のみに限定 ※ 別紙「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）で示された生活援助の範囲。
サービス提供者	○指定事業者の訪問介護員（介護福祉士等）	○指定事業者の訪問介護員（介護福祉士等） ○一定の研修受講者
単価等	○週1回程度 1, 176単位／月（事業対象者、要支援1・2） ○週2回程度 2, 349単位／月（事業対象者、要支援1・2） ○週2回超 3, 727単位／月（要支援2） ○加算減算 有り ※月額の包括単位 ※1単位=10円	○週1回程度 823単位／月（事業対象者、要支援1・2） ○週2回程度 1, 644単位／月（事業対象者、要支援1・2） ○加算減算 無し ※月額の包括単位 ※1単位=10円
利用者負担割合	1割・2割又は3割（負担割合証の割合）	1割・2割又は3割（負担割合証の割合）
支払い	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払
支給限度額管理	対象	対象
サービスコード	A2	A2（2パターン目）

(4) 指定基準等 ※介護予防訪問介護相当サービスとの比較

種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型基準緩和サービス
人員	①管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	②訪問介護員等 常勤換算2.5以上 (資格：介護福祉士、 介護職員初任者研修等修了者)	②従事者 必要数 (雇用契約を締結した従事者に限る) (資格：介護福祉士、 介護職員初任者研修等修了者、 市が定める内容を満たした研修を受講した者)
	③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に対し1以上 (資格：介護福祉士、 実務者研修修了者、 3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)	③訪問事業責任者 従事者のうち必要数 (資格：従事者に同じ)
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

3 通所型基準緩和サービスについて

(1) 趣旨

介護予防通所介護相当サービスに比べ、入浴、排せつ、食事等の介助を行わず、在宅生活に必要な心身機能の維持向上を目的とした体操、レクリエーション、趣味活動などを行い、利用者の外出や他者との交流の機会を支援し社会参加を促すことを目的としたミニデイサービスのような比較的短時間（2時間以上）のサービスを、人員等に関する基準を緩和したサービスとして実施する。

(2) 対象者

要支援1・2、事業対象者 ※介護予防通所介護相当サービスと同様

(3) 内容 ※介護予防通所介護相当サービスとの比較

種別	介護予防通所介護相当サービス	通所型基準緩和サービス
内容	入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練	心身機能の維持の向上を目的としたサービス（体操・レクリエーション、趣味活動など）の短時間型のサービス ※原則送迎あり ※原則入浴・食事の提供なし
サービス提供者	指定事業者の介護職員等	指定事業者の従事者
利用定員	通所介護と一体的に規定可能	通所介護及び介護予防通所介護相当サービスとは別に規定
単価等	○事業対象者・要支援1 1, 798単位／月 ○要支援2 3, 621単位／月 ○加算減算 有り ※月額の包括単位 ※1単位=10円	○事業対象者・要支援1・2 1, 259単位／月 ○加算減算 無し ※月額の包括単位 ※1単位=10円
利用者負担割合	1割・2割又は3割 （負担割合証の割合）	1割・2割又は3割 （負担割合証の割合）
支払い	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払
支給限度額管理	対象	対象
サービスコード	A6	A6（2パターン目）

(4) 指定基準等 ※介護予防通所介護相当サービスとの比較

種別	介護予防通所介護相当サービス	通所型基準緩和サービス
人員	①管理者 常勤・専従 1 以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 専従 1 以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	②生活相談員 専従 1 以上	②従事者 (雇用契約を締結した従事者に限る) 1 5 人以下 専従 1 以上 1 6 人以上 利用者 1 人に必要数
	③看護職員 専従 1 以上	
	④介護職員 1 5 人以下 専従 1 以上 1 6 人以上 利用者 1 人に専従 0. 2 以上	
	⑤機能訓練指導員 1 以上	
設備	①食堂・機能訓練室 (3 m ² ×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消防設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	①サービスを提供するために必要な場所 (3 m ² ×利用定員以上) ②消防設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

4 事業所の指定手続き等について

本市の基準緩和サービスは、相当サービスと同様に指定事業者制度により実施するため、サービスを提供し、市から事業費の支払いを受けるためには、基準緩和サービスの事業所の指定を受ける必要があります。

指定事業者は、郡山市が定める基準（要綱）に従いサービスを提供することとなるため、基準を確認した上で申請してください。

（１）事業所指定日

相当サービスと同様に指定日を毎月１日とします。指定を受けようとする月の前月の10日までに指定に係る申請書等を提出ください。

（２）指定申請に必要な書類

申請書等の様式については、本市ウェブサイトに掲載しています。

申請書類及び添付書類		訪問	通所
1	指定申請書	○	○
2	付表第三号（一）（第1号訪問事業）	○	
3	付表第三号（二）（第1号通所事業）		○
4	登記事項証明書（現在事項証明書）又は条例等	○	○
5	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○
6	従業員の資格を証する書類	○	
7	訪問事業責任者経歴書	○	
8	事業所の平面図・見取り図・周辺図	○	○
9	事業所の写真	○	
10	事業所の設備・備品等に係る項目一覧表		○
11	運営規程	○	○
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○
13	誓約書（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者用）	○	○
14	代表者及び管理者名簿	○	○
15	事業所の検査済証、確認済証の写し		○
16	消防用設備検査済証及び防火対象物使用開始届等の写し		○
17	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞	○	○

(3) 法人の定款について

総合事業における基準緩和型サービスを行う旨を目的に位置付けてください。

(例)・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

・介護保険法に基づく第1号訪問（通所）事業 など

(4) 重要事項説明書・契約書について

介護予防訪問（通所）介護相当サービスと一体的な書式として作成することも可能です。

(5) 提出先

郡山市役所 地域包括ケア推進課（本庁舎1階）

5 訪問（通所）型基準緩和サービスの運営基準について

訪問（通所）型基準緩和サービスの運営基準については、基本的には介護予防訪問（通所）介護相当サービスと同様です。「郡山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱」を御確認ください。

6 基準緩和サービスの請求について

基準緩和サービスの審査及び支払いについては、相当サービスと同様に、福島県国民健康保険団体連合会に委託するため、請求方法は、相当サービスと同様です。

(1) サービスコード

サービス種別	サービスコード
介護予防訪問介護相当サービス	A 2
訪問型基準緩和サービス	A 2 (2 パターン目)
介護予防通所介護相当サービス	A 6
通所型基準緩和サービス	A 6 (2 パターン目)

※ 詳細は、「郡山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表」をご覧ください。

(2) 地域単価

相当サービスと同様 1 単位 1 0 円

(3) 利用限度額

基準緩和サービスも相当サービスと同様、事業者指定によるサービスであるため、給付管理を行います。

(4) 利用者負担

基準緩和サービスも相当サービスと同様、介護給付の利用者負担割合（1 割、2 割または 3 割）と同様ですので、利用者の「負担割合証」を確認願います。

(5) 請求関係様式

相当サービスと同様です。

7 訪問型基準緩和サービスにおける市が定める内容を満たした研修について

(1) 趣旨

有資格者の採用が難しい現状を踏まえ、雇用後に各事業所で研修を行ってください。

(2) 研修内容

訪問型基準緩和サービスにおいて訪問介護員（介護職員初任者研修修了者等の有資格者）以外の従事者がサービスを提供する場合は、次に掲げる内容について6時間から8時間を目安として研修を実施してください。

ア 介護保険制度の概要

介護保険の被保険者やサービスの利用手順、保険料、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、従事者として業務にあたる上で必要となる介護保険制度の基本的な概要について研修を行ってください。

イ 高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）

従事者が高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに高齢者の心身の変化に気づけるよう、老化により生じる高齢者のこころやからだの変化について研修を行ってください。

ウ 介護の基本的な考え方、生活援助やコミュニケーションの技術

高齢者宅を訪問する従事者として、利用者の信頼感を損なうことがないよう、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務などの職業倫理について、研修を行ってください。

エ 訪問型基準緩和サービスで行うことができない行為について

訪問型基準緩和サービスは身体介護を要しない利用者に対する訪問型サービスであり、従事者には身体介護と生活援助の別（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」参照）と本サービスでは身体介護を行うことはできないことを説明してください。

また、訪問型基準緩和サービスは、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスであり、単なる家事サービスではないため、実施できる生活援助の内容は原則として介護保険の訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできないことも併せて説明してください。

オ 緊急対応（困った時の対応）

有資格者でない従事者が高齢者宅を訪問する場合、緊急時等の対応について自身では判断がつかないケースが生じる可能性があるため、緊急事態が発生した場合、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐべきか、事業所の支援体制について、研修を行ってください。また、有資格者でない者に限らず、緊急事態が発生した場合に事業所職員が組織的に対応できるよう支援体制を整備してください。

(3) 具体的な研修事項について

(2) の研修内容に対応する「介護職員初任者研修における科目等」は以下の表のとおりです。介護職員初任者研修については複数の出版社よりテキストが発行されているため、これらのテキスト等を研修に活用して実施してください。

研修内容	介護職員初任者研修における科目等
ア 介護保険制度の概要	<u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</u> 1. 介護保険制度 (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 【その他参考】 「介護保険ガイド（郡山市パンフレット）」
イ 高齢者の特徴と対応 （高齢者や家族の心理）	<u>6. 老化の理解</u> 1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常 2. 高齢者と健康
ウ 介護の基本的な考え方、生活援助やコミュニケーションの技術	<u>3. 介護の基本</u> 2. 介護職の職業倫理 3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント 4. 介護職の安全 <u>5. 介護におけるコミュニケーション技術</u> 1. 介護におけるコミュニケーション 2. 介護におけるチームのコミュニケーション <u>9. こころとからだのしくみと生活支援技術</u> 1. 介護の基本的な考え方 4. 生活と家事
エ 訪問型基準緩和サービスで行うことができない行為について	<u>9. こころとからだのしくみと生活支援技術</u> 4. 生活と家事 《その他の参考資料等》 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号） 指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（老振第76号）
オ 緊急対応（困った時の対応）	<u>3. 介護の基本</u> 3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント (1) 介護における安全の確保 (2) 事故予防、安全対策

(注) 「介護職員初任者研修における科目等」における各科目の番号については厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について」における番号を記載しているため、各事業所で使用するテキストとは合致しない場合があります。

(4) 講師の要件について

本研修を適切に実施できる方（介護職員初任者研修以上の修了者等）が研修を行ってください。

(5) 研修修了証の交付について

各事業所において研修を実施した従事者へ研修修了証（参考様式）を交付してください。市への報告は不要ですが、研修の記録（実施日・実施時間・実施場所・講師・使用テキスト・受講者）は事業所で適切に保管してください。

※ 必要に応じ、市で研修実施状況等を確認する場合があります。

(6) その他の研修事項について

介護職員初任者研修カリキュラム中「認知症の理解」については必須の研修としておりませんが、認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の方に適切な支援が行われるためには重要な内容であることから、従事者の雇用後6か月以内を目安に追加的に研修を実施してください。

以上、介護職員初任者研修のカリキュラムにおける「訪問型基準緩和サービスにおける市が定める内容」は下表のとおりです。

（参考）介護職員初任者研修カリキュラム（全体）

○＝雇用時必須研修 △＝6か月以内を目安に実施する研修

科目	内容	必須
1. 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	
	(2) 自立に向けた介護	
3. 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	
	(2) 介護職の職業倫理	○
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	○
	(4) 介護職の安全	○
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度	○ ※一部
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	
	(3) 障害福祉制度及びその他制度	
5. 介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション	○
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	○
6. 老化の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	○
	(2) 高齢者と健康	○

7. 認知症の理解	(1) 認知症を取り巻く状況		△
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		△
	(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活		△
	(4) 家族への支援		△
8. 障害の理解	(1) 障害の基礎的理解		
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解		
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	基本知識の学習	(1) 介護の基本的な考え方	○
		(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
		(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
	生活支援技術の学習	(4) 生活と家事	○
		(5) 快適な居住環境整備と介護	
		(6) 整容に関するこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
		(7) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
		(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
		(9) 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
		(10) 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
		(11) 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
		(12) 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護	
	生活支援技術演習	(13) 介護過程の基礎的理解	
		(14) 総合生活支援技術演習	
10. 振り返り	(1) 振り返り		
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

8 本市における訪問（通所）基準緩和サービス利用の考え方

本市の基準緩和サービスでは、従前相当サービスに比べて資格保有者の配置基準について緩和しており、利用者への身体介助を想定していないことから、利用者の安全を担保した事業とするため、サービス提供時間内での入浴サービス及び食事等の身体介助サービスの提供は認めていません。

※サービス提供時間外の保険外サービスにおける、利用者の自費による追加サービスの提供は事業者と利用者の契約として妨げるものではありません。